

資料編

1 関連法規

○浦添市環境配慮施策推進会議設置規程

(平成 23 年 10 月 4 日訓令甲第 19 号)

最終改正 平成 30 年 3 月 12 日訓令甲第 5 号

(設置)

第 1 条 本市の事務及び事業における地球温暖化防止対策等の環境配慮事業を推進するため、浦添市環境配慮施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境配慮施策推進計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 計画の推進、点検、評価、公表及び見直し等に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、計画の推進に関し必要があると認められること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び推進活動総括責任者で組織する。

- 2 会長は、副市長を充て、計画の進行管理統括者を兼任する。
- 3 副会長は、市民部長を充て、計画の進行管理責任者を兼任する。
- 4 推進活動総括責任者は、浦添市市政運営会議規程（平成 10 年訓令甲第 3 号）第 2 条に定める部長及び浦添市議会事務局処務規程（平成 17 年議会告示第 1 号）第 4 条第 1 項に定める事務局長を充てる。

(任務)

第 4 条 第 4 条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 推進活動総括責任者は、計画の円滑な推進が図れるよう所属職員への周知を行うとともに、推進会議が必要とする調査等を実施する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(幹事部会及び検討部会の設置)

第 6 条 推進会議に、幹事部会及び検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、推進会議の所掌事項のうち会長が指示する事項について調査し、又は検討した結果を会長に報告するものとする。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び部会員で構成する。

- 4 部会長は、市民部長を充て、副部会長は環境保全課長を充てる。
- 5 部会長は、各部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事部会は、別表第1に、検討部会は、別表第2に掲げる者を充てる。

(進行管理体制等)

第7条 推進会議に、計画の実施及び運用の実効性を確保するため、進行管理統括者、進行管理責任者及び推進活動総括責任者を置く。

- 2 進行管理責任者は、推進活動総括責任者を統括する。
- 3 推進会議に、推進活動責任者及び措置活動推進員を置き、推進活動総括責任者から推薦された者をもって充てる。
- 4 推進活動総括責任者は、第4条第3項に掲げる業務を処理し、推進活動責任者を統括する。
- 5 推進活動責任者は、当該担当課室等における計画の実施及び運用について、措置活動推進員を指揮する。
- 6 推進会議に、内部監査組織の事務を行う環境配慮施策推進事務局を置く。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務及び環境配慮施策推進事務局の業務は、市民部環境保全課において処理する。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年10月4日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 浦添市環境配慮施策推進会議設置規程（平成20年訓令乙第17号）は、廃止する。

附 則（平成25年3月28日訓令甲第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日訓令甲第13号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令甲第12号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日訓令甲第 20 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 27 日訓令甲第 4 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 12 日訓令甲第 5 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

(部会長)	市民部長
(副部会長)	市民部環境保全課長
幹事部会 (課長級)	財務部財産管理課長 財務部財政課長 企画部企画課長 市民部市民生活課長 市民部市民協働・男女共同参画課長 市民部環境施設課長 福祉健康部福祉総務課長 福祉健康部健康づくり課長 都市建設部都市計画課長 都市建設部美らまち推進課長 消防本部消防総務課長 教育部教育総務課長 教育部文化財課長 指導部学校教育課長 水道部水道総務課長 議会事務局次長

別表第 2（第 6 条関係）

(平 30 訓令甲 5・全改)

(部会長)	市民部長
(副部会長)	市民部環境保全課長
検討部会 自然環境班 (係長級)	市民部環境保全課環境整備係長 市民部環境保全課環境保全係長 市民部環境保全課環境推進係長

	市民部経済観光局産業振興課農林水産係長 市民部経済観光局観光振興課観光振興係長 都市建設部都市計画課都市計画係長 都市建設部美らまち推進課公園みどり係長 都市建設部美らまち推進課景観まちづくり係長 都市建設部道路課工事係長 都市建設部下水道課業務係長 水道部水道総務課総務係長 水道部配水課管理係長 教育部文化財課文化財係長
検討部会 生活環境班 (係長級)	企画部企画課企画係長 市民部環境保全課環境整備係長 市民部環境保全課環境保全係長 市民部環境保全課環境推進係長 市民部環境施設課管理係長 市民部経済観光局産業振興課農林水産係長 都市建設部下水道課維持管理係長 水道部配水課管理係長 指導部学校給食調理場浦添共同調理場副所長
検討部会 快適環境班 (係長級)	総務部防災危機管理室主査 財務部財産管理課財産管理係長 企画部西海岸開発課企画開発係長 市民部市民生活課市民生活係長 市民部環境保全課環境整備係長 市民部環境保全課環境保全係長 市民部環境保全課環境推進係長 市民部経済観光局産業振興課産業振興係長 福祉健康部福祉総務課管理係長 都市建設部都市計画課都市計画係長 都市建設部都市計画課都市交通企画係長 都市建設部美らまち推進課公園みどり係長 都市建設部美らまち推進課景観まちづくり係長

	<p>都市建設部建築指導課審査係長</p> <p>都市建設部道路課工事係長</p> <p>都市建設部下水道課計画工事係長</p> <p>水道部配水課施設係長</p> <p>教育部文化財課文化財係長</p> <p>指導部こども青少年課青少年係長</p>
<p>検討部会</p> <p>循環・地球環境班</p> <p>(係長級)</p>	<p>総務部契約検査課契約検査係長</p> <p>財務部財産管理課財産管理係長</p> <p>市民部環境保全課環境整備係長</p> <p>市民部環境保全課環境保全係長</p> <p>市民部環境保全課環境推進係長</p> <p>市民部環境施設課管理係長</p> <p>都市建設部都市計画課都市交通企画係長</p> <p>都市建設部美らまち推進課公園みどり係長</p> <p>都市建設部建築営繕課計画工事係長</p> <p>都市建設部道路課維持管理係長</p> <p>水道部水道総務課総務係長</p> <p>教育部施設課施設係長</p> <p>議会事務局庶務係長</p>
<p>検討部会</p> <p>協働参画班</p> <p>(係長級)</p>	<p>総務部契約検査課契約検査係長</p> <p>財務部財産管理課財産管理係長</p> <p>市民部市民生活課市民生活係長</p> <p>市民部市民協働・男女共同参画課協働推進生涯学習係長</p> <p>市民部環境保全課環境整備係長</p> <p>市民部環境保全課環境保全係長</p> <p>市民部環境保全課環境推進係長</p> <p>都市建設部美らまち推進課公園みどり係長</p> <p>水道部水道総務課総務係長</p> <p>教育部施設課施設係長</p> <p>教育部中央公民館中央公民館主事</p> <p>指導部学校教育課指導係長</p> <p>指導部こども青少年課青少年係長</p>

○浦添市環境配慮施策推進規程

(平成 23 年 10 月 4 日訓令甲第 20 号)

改正 平成 30 年 3 月 28 日訓令甲第 9 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、浦添市環境配慮施策推進会議設置規程（平成 23 年訓令甲第 19 号。以下「設置規程」という。）の補完的事項を定めること、及び設置規程第 2 条に掲げる環境配慮施策推進計画（以下「計画」という。）の進行管理に関し必要な事項を定めることにより、計画の実施及び運用の実効性を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「措置活動」とは、本市の事務及び事業における地球温暖化防止対策等の環境配慮事業を推進する諸活動をいう。

2 この訓令において使用する用語は、設置規程において使用する用語の例による。

(対象範囲)

第 3 条 計画の対象範囲は、本市の全ての事務及び事業とする。

2 措置活動等は部局組織ごとに取り組み、計画に掲げる目標等の達成に向け推進する。

(職員の責務)

第 4 条 本市の職員は、計画の定めるところにより、積極的に市民及び市域事業者の模範となるように措置活動に努めなければならない。

(進行管理統括者の職務)

第 5 条 進行管理統括者は、設置規程第 7 条に規定する進行管理責任者その他の者を統括し、措置活動の成果を計画推進統括者である市長に対し報告するものとする。

(進行管理責任者の職務)

第 6 条 進行管理責任者は、計画の推進に係る次に掲げる事務を処理し、進行管理統括者に報告するものとする。

- (1) 計画の周知及び推進に関すること。
- (2) 計画に定める措置活動の調査に関すること。
- (3) 計画に定める措置活動に関する情報収集及び提供に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、計画の進行管理に必要な事務の処理に関すること。

2 進行管理責任者は、前項に規定する事務処理に必要な範囲において推進活動総括責任者に対し報告を求めることができる。

(推進活動総括責任者の職務)

第 7 条 推進活動総括責任者は、当該担当課室等における計画の実施及び運用の実効性を確保す

るため、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 担当課室等の進行活動責任者及び措置活動推進員の任命に係ること。
- (2) 計画に定める措置活動の推進に関すること。
- (3) 担当部局内の措置活動の目標等の設定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、部局内の計画の進行管理に必要な事務の処理に関すること。

(推進活動責任者等の職務)

第8条 推進活動責任者及び措置活動推進員は、推進活動総括責任者の命を受け、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 担当部署における計画の周知及び推進に関すること。
- (2) 担当部署における計画の進行状況調査、点検及び評価に関すること。
- (3) 担当部署における計画の推進に資する措置活動の改善に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、担当部署内の計画の進行管理に必要な事務の処理に関すること。

(内部監査組織の職務)

第9条 環境配慮施策推進事務局は、次に掲げる事務を処理し、進行管理統括者に勧告等を行うものとする。

- (1) 各部局における措置活動の推進評価に関すること。
- (2) 各部局における措置活動の成果に関わる評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の進行管理の評価に必要な事務に関すること。

(措置活動等の成果の公表)

第10条 計画推進統括者である市長は、計画に定める措置活動の成果について公表するものとする。

(環境配慮施策推進事務局の職務)

第11条 環境配慮施策推進事務局は、進行管理責任者の命により、第5条に掲げる計画の進行管理に係る事務について、庶務的事務を処理する。

(雑則)

第12条 この訓令に定めるもののほか、計画の実施及び運用に関し必要な事項は、進行管理統括者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年10月4日から施行する。

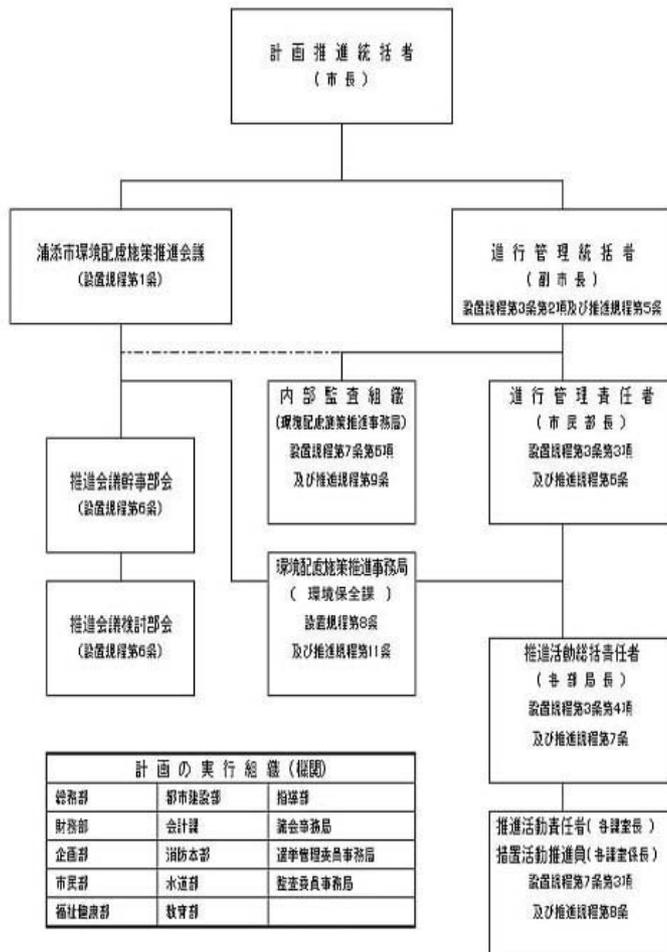
(規程の廃止)

2 浦添市環境配慮施策推進規程（平成 20 年訓令乙第 14 号）は、廃止する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日訓令甲第 9 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別図（第 5 条関係）



計画の実行組織(機関)		
総務部	都市建設部	指導課
財務部	会計課	議会事務局
企画部	消防本部	選挙管理委員会事務局
市民部	水道部	監査委員事務局
福祉健康部	教育部	

○浦添市環境基本条例(平成 23 年 6 月 29 日条例第 15 号)【抜粋】

(施策の策定等に係る基本方針)

第 9 条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、潤いある豊かな環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施するものとする。

- (1) 健全な水循環の回復、維持及び有効利用
- (2) 生態系及び自然環境の保全及び回復
- (3) 緑地の保全及び施設整備
- (4) 公害の防止及び予防
- (5) 快適環境の創造
- (6) 循環型社会の構築
- (7) 地球環境保全
- (8) 環境教育及び環境学習の充実
- (9) 協働

(地球温暖化対策の推進)

第 20 条 市は、地球環境保全において、特に地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとの認識の下、市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働して地球温暖化対策に関する施策を推進するものとする。

2 前項の場合において、市は、自ら率先して温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

(地球環境保全のための行動の促進)

第 21 条 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者との協働により、それぞれの役割に応じて地球環境保全に資する環境行動指針を定め、その普及に努めるとともに、環境行動指針に従い地球環境保全に向けた行動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

○浦添市環境基本計画（平成 25 年 3 月）【抜粋】

第 3 章 環境基本計画がめざすもの

3-2 基本目標

基本目標 4 地球環境の保全

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、野生生物種の減少などの地球環境問題は人類共通の課題であり、私たち 1 人ひとりが地球市民として地球環境保全に取り組む必要があります。生活や産業・経済のあらゆる活動を維持するために、大量の化石燃料やエネルギーが消費され、これに伴って排出される温室効果ガスなどが地球環境に大きな負荷を与えています。このため、温室効果ガス削減の低炭素社会の実現による地球環境保全に積極的に取り組む都市をめざします。また、オゾン層の保護、酸性雨の防止、野生生物種の保護などに対しても、地域から地球環境保全に取り組む都市をめざします。

第 4 章 環境保全・創造のための取組施策と内容

第 4 章 地球環境の保全

施策の方向 4-1 地球温暖化対策の推進

取組施策 4-1-1 総合的な地球温暖化対策の推進

【施策内容】

①地域全体での総合的な対策の推進

- ・温室効果ガス排出抑制のための取組を総合的かつ計画的に推進するため、「(仮称)浦添市地球温暖化対策地域推進計画」を策定します。

②協働による対策の推進

- ・温室効果ガス排出抑制の取組を足元から推進するため、各主体から構成される「(仮称)地球温暖化対策地域協議会」を設置します。

③行政の率先的な対策の推進

- ・行政が率先して地球温暖化対策を推進するため、「浦添市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を確実に遂行していきます。

取組施策 4-1-2 温室効果ガスの発生抑制対策の推進

【施策内容】

①事業活動における排出抑制

- ・事業活動における温室効果ガスの発生を抑えるため、省エネルギー型施設・設備の導入、環境マネジメントシステムの導入、再生可能エネルギー導入等の支援や普及を推進します。

②日常生活における排出抑制

- ・日常生活における温室効果ガスの発生を抑えるため、公共交通利用、エコドライブ、環境家計簿の普及啓発を推進します。

取組施策 4-1-3 地域環境の整備及び改善

【施策内容】

①吸収源としての樹林・緑地の保全及び緑化の推進

- ・温室効果ガスの吸収源やヒートアイランド対策の視点から、樹林の保全や公園等の緑化を推進します。

②交通環境の改善

- ・温室効果ガスの発生源となる自動車交通環境の改善を図るため、公共交通の利用促進、道路ネットワーク、交通結節点の整備を推進し、環境への負荷を低減する交通環境の改善を推進します。

2 第3期計画における排出量算定手法

ただし、本市の事務事業により排出の可能性のあるものに限る。

また、「地球温暖化係数」とは、各温室効果ガスの温室効果の強さを、二酸化炭素を1（基準）として数値化したものであり、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令によりその値が定められています。

(1) 二酸化炭素

地球温暖化係数 = 1

活動区分	算定方法	活動量把握方法例	留意点
燃料の燃焼	燃料使用量× 排出係数	燃料の使用量または購入の記録等を整理して使用量を把握	
他人から供給された電気の使用	電気使用量× 排出係数	請求書等により kWh で表した電気の使用量を電気供給者別に把握	電気を供給した電気供給事業者の排出係数を用いることが適当
一般廃棄物の焼却	廃プラスチック焼却量× 排出係数	廃棄物焼却量（t）に廃プラスチック類の組成率（%）を乗じた数値に、助燃材として使用した廃プラスチックの実績値を加算して算定	第3期計画より組成率の算定方法に変更あり

(2) メタン

地球温暖化係数 = 2.5

活動区分	算定方法	活動量把握方法例	留意点
ボイラー等の燃料使用	燃料使用量× 排出係数	燃料の使用量または購入の記録等を整理して固有単位で把握	
自動車の走行	自動車走行量× 排出係数	公用車の走行記録等から走行量を把握	自動車の種別・使用燃料別に走行量を把握する
家畜の飼育に伴う排出	家畜頭羽数× 排出係数	飼養記録等から飼養頭羽数を把握	
水田からの排出	耕作面積× 排出係数	管理記録等から水田の面積を㎡で把握	
浄化槽における処理に伴う排出	浄化槽使用人数× 排出係数	浄化槽設置施設の利用者数による人数把握	

一般廃棄物の燃焼に伴う排出	一般廃棄物 焼却量×排出係数	焼却記録等から廃棄物焼却量 (t) を把握	
---------------	-------------------	-----------------------	--

(3) 一酸化二窒素

地球温暖化係数 = 298

活動区分	算定方法	活動量把握方法例	留意点
ディーゼル機関やボイラー等の燃料使用	燃料使用量 ×排出係数	燃料の使用または購入の記録等を整理して固有単位で把握	
自動車の走行	自動車走行量 ×排出係数	公用車の走行記録等から走行量を把握	自動車の種別・使用燃料別に走行量を把握する
家畜の飼育に伴う排出	家畜頭羽数 ×排出係数	飼養記録等から飼養頭数を把握	
耕作地や農作物栽培への肥料使用	肥料中の窒素量 ×排出係数	肥料の記録等から畑作で使用された肥料に含まれる窒素の量 (t) を把握	使用した肥料の量ではなく、肥料中に含まれる窒素量を把握する
浄化槽における処理に伴う排出	浄化槽使用人数 ×排出係数	浄化槽設置施設の利用者数による人数把握	
一般廃棄物の燃焼に伴う排出	一般廃棄物 焼却量×排出係数	焼却記録等から廃棄物焼却量 (t) を把握	

(4) ハイドロフルオロカーボン (HFC)

地球温暖化係数 = 1, 430

活動区分	算定方法	活動量把握方法例	留意点
カーエアコンのからの漏洩に伴う排出	使用台数× 排出係数	各自動車の表示等により HFC が封入されているか確認し、台数を把握する	1年間の排出量となるので算定基礎期間が1年未満の場合は案分が必要

(5) 六ふつ化硫黄 (SF₆) の排出量算定方法

地球温暖化係数 = 22, 800

活動区分	算定方法	活動量把握方法例	留意点
封入電気機械器具の使用	封入 SF ₆ 量 × 排出係数 (漏出率)	市所有施設等の変圧施設に設置されている電気機械器具への SF ₆ 封入量を把握	

3 排出係数

第3期計画の排出量の算定に用いた排出係数は以下のとおりです。排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成28年5月27日政令第231号）」及び電気事業者ごとの実排出係数（平成29年度）で公表された数値を用いています。燃料の燃焼に伴う排出係数については、固有単位当たり排出係数（単位発熱量×炭素排出係数）で示しています。

GHG排出の活動		係数		
区 分	燃料等の単位	固有単位排出係数	単位	地球温暖化係数
1. 二酸化炭素（CO ₂ ）				
燃料の燃焼に伴う排出				
ガソリン① 機械設備	kl	2.3217	t-CO ₂ /kL	1
ガソリン② 庁用車	kl	2.3217	t-CO ₂ /kL	1
灯油	kl	2.4895	t-CO ₂ /kL	1
軽油① 機械設備	kl	2.585	t-CO ₂ /kL	1
軽油② 庁用車	kl	2.585	t-CO ₂ /kL	1
A重油	kl	2.7096	t-CO ₂ /kL	1
液化石油ガス(LPG)	t	2.9989	t-CO ₂ /t	1
都市ガス	1,000Nm ³	2.1941	t-CO ₂ /1,000Nm ³	1
他人から供給された電気の使用に伴う排出				
電気(昼間)	kwh	0.799	t-CO ₂ /千kWh	1
電気(夜間)	kwh	0.799	t-CO ₂ /千kWh	1
一般廃棄物の焼却				
廃プラスチック類	t	2.7647	t-CO ₂ /t	1
廃プラ助燃材	t	2.5557	t-CO ₂ /t	1
合成繊維	t	2.288	t-CO ₂ /t	1
2. メタン（CH ₄ ）				
家庭用機器における燃料の使用に伴う排出				
灯油	kl	0.000349	t-CH ₄ /kL	25
液化石油ガス(LPG)	t	0.000229	t-CH ₄ /t	25
都市ガス	1,000Nm ³	0.000198	t-CH ₄ /1,000Nm ³	25
自動車の走行に伴う排出				
ガソリン・LPG車(乗用)	km	0.00000010	t-CH ₄ /km	25
ガソリン車(10人以上)	km	0.00000035	t-CH ₄ /km	25
ガソリン車(軽・乗用)	km	0.00000010	t-CH ₄ /km	25
ガソリン車(普・貨物)	km	0.00000035	t-CH ₄ /km	25
ガソリン車(小・貨物)	km	0.00000015	t-CH ₄ /km	25
ガソリン車(軽・貨物)	km	0.00000011	t-CH ₄ /km	25
ガソリン車(特殊)	km	0.00000035	t-CH ₄ /km	25
軽油車(乗用)	km	0.00000002	t-CH ₄ /km	25
軽油車(11人以上)	km	0.00000017	t-CH ₄ /km	25
軽油車(普通・貨物)	km	0.00000015	t-CH ₄ /km	25
軽油車(小型・貨物)	km	0.00000008	t-CH ₄ /km	25
軽油車(特殊)	km	0.00000013	t-CH ₄ /km	25
家畜の飼育に伴う排出(家畜の反すう、糞尿からの排出含む。)				
山羊の反すう	頭	0.004100	t-CH ₄ /羽	25
山羊の糞尿	頭	0.000180	t-CH ₄ /羽	25
鶏の糞尿	羽	0.000011	t-CH ₄ /羽	25
稲の耕作水田からの排出				
水田	m ²	0.000016	t-CH ₄ /m ²	25
浄化槽における処理に伴う排出				
浄化槽	人	0.000059	tCH ₄ /人	25
一般廃棄物の燃焼に伴う排出				
連続燃焼式焼却施設	t	0.00000095	tCH ₄ /t	25

GHG排出の活動		係数		
区 分	燃料等の単位	固有単位排出係数	単位	地球温暖化係数
3. 一酸化二窒素 (N ₂ O)				
ディーゼル機関における燃料の使用に伴う排出				
軽油① 機械設備	kl	0.000064	t-NO ₂ /kL	298
A重油(ディーゼル機関)	kl	0.000066	t-NO ₂ /kL	298
家庭用機器における燃料の使用に伴う排出				
灯油	kl	0.000021	t-NO ₂ /kL	298
液化石油ガス(LPG)	t	0.000005	t-NO ₂ /t	298
都市ガス	1,000Nm ³	0.000004	t-NO ₂ /1,000Nm ³	298
自動車の走行に伴う排出				
ガソリン・LPG車(乗用)	km	0.000000029	t-NO ₂ /km	298
ガソリン車(10人以上)	km	0.000000041	t-NO ₂ /km	298
ガソリン車(軽・乗用)	km	0.000000022	t-NO ₂ /km	298
ガソリン車(普・貨物)	km	0.000000039	t-NO ₂ /km	298
ガソリン車(小・貨物)	km	0.000000026	t-NO ₂ /km	298
ガソリン車(軽・貨物)	km	0.000000022	t-NO ₂ /km	298
ガソリン車(特殊)	km	0.000000035	t-NO ₂ /km	298
軽油車(乗用)	km	0.000000007	t-NO ₂ /km	298
軽油車(11人以上)	km	0.000000025	t-NO ₂ /km	298
軽油車(普通・貨物)	km	0.000000014	t-NO ₂ /km	298
軽油車(小型・貨物)	km	0.000000009	t-NO ₂ /km	298
軽油車(特殊)	km	0.000000025	t-NO ₂ /km	298
家畜の飼育に伴う排出(家畜の反すう、糞尿からの排出含む。)				
鶏	羽・年	0.0000293	t-NO ₂ /羽・年	298
耕作地への化学肥料の施肥(t)に伴う排出				
畑	t-N	0.00974	t-NO ₂ /t-N	298
水田	t-N	0.00487	t-NO ₂ /t-N	298
農作物栽培における化学肥料を除く施肥(t)に伴う排出				
野菜	t-N	0.00974	t-NO ₂ /t-N	298
水稻	t-N	0.00487	t-NO ₂ /t-N	298
果樹	t-N	0.00974	t-NO ₂ /t-N	298
茶樹	t-N	0.0456	t-NO ₂ /t-N	298
馬鈴薯	t-N	0.00974	t-NO ₂ /t-N	298
飼料作物	t-N	0.00974	t-NO ₂ /t-N	298
浄化槽における処理に伴う排出				
浄化槽	人	0.00002	t-NO ₂ /人	298
一般廃棄物の焼却に伴う排出				
連続燃焼式焼却施設	t	0.0000567	t-NO ₂ /t	298
4. ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)				
自動車エアコンディショナーからの漏洩に伴う排出				
カーエアコンディショナー	台・年	0.00001	t-NO ₂ /台	1430
5. 六ふつ化硫黄 (SF ₆)				
変圧器・開閉器・遮断機その他の電気機械器具からの排出				
電気機械器具の充填量(封入量)	kg・年	0.000001	t-SF ₆	22800